委員会報告

決算特別委員会

委員長　橋本　恒夫

◈市民サービスに役立ったか　～実質収支は黒字決算～

平成20年度高島市一般会計、各特別会計および事業会計の全17会計の決算を審査するにあたり、18名の委員による決算特別委員会を設置し、2日間にわたり市長、副市長をはじめ、各担当部長などの出席を求め、審査を行いました。

委員会では、予算が適正に執行されているか、行政効果や経済効果などについて評価。また、新年度予算編成や市政に生かすべき課題についても、積極的に提案を行い、17会計ともに「認定すべきもの」と決定しました。

審査の過程では、市税や国保税の収納率低下による未収金対策、指定管理者施設の運営実態や効果、公共事業の随意契約の妥当性、事務事業の適正な執行管理などに多くの議論がありました。

一般会計の歳出総額は247億870万円。全体的には8億8千万円の黒字となり、人件費や物件費等の行政経費の節減により、財政健全化への取組みは評価できるものでありますが、財政健全化判断比率のうち、借金返済による財政負担の割合を示す実質公債費比率（19・6％）や将来負担比率（202・2％）は、県下でも最も高い部類に入り、厳しい財政状況にあることは変わりありません。

今後さらに、市税等の収納対策を強化し、これまで以上に積極的な財源の確保と、事務事業の評価、施策評価など、さまざまなレベルでの評価に基づき、多様化する住民ニーズや少子高齢化等、財政運営に直結する諸問題に、中長期的な視野をもって事業展開を図られることを期待するものです。

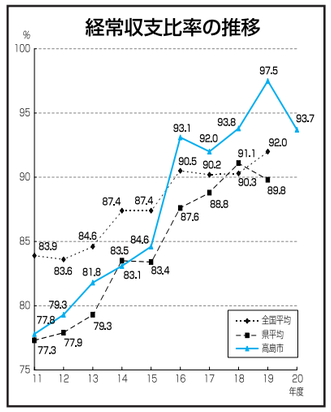

経常収支比率とは

財政構造の弾力性を判断する指標の一つ。経常的な支出である人件費や扶助費、公債費などの収入に占める割合が高くなるほど、財政の硬直化が懸念される。

予算常任委員会

委員長　橋本　恒夫

◈景気対策に配慮し3回の予算補正

平成21年度補正予算は、新市政の政策実現予算として肉付けされた6月補正予算に加え、国の経済対策臨時交付金を財源とした、8億8、726万円の補正予算が7月臨時議会に提出。9月定例会では、さらに3億8、100万円の追加補正予算案が提出されました。

7月臨時議会では、高島市一般会計ほか特別会計1件の計2議案にかかる審査、9月定例会では、高島市一般会計ほか特別会計3会計の計4議案にかかる審査を行いました。

議案の審査は、市長ほか関係職員の出席を求め、慎重に審査を行い、地域の安心と地域経済の活性化を図るため、早期に事業着手されることを提言し、いずれの議案も賛成全員により、「可決すべきもの」と決しました。

補正予算の主なものは次のとおりです。

【7月補正】

①移動通信用鉄塔の整備による携帯電話不感地域解消（椋川地区）（5、402万円）

②経年劣化の激しい市道の補修工事（1億7、390万円）

③子宮頸がん、乳がん検診のための無料券の配布（1、440万円）

④老朽化した観光施設の補修工事（4、979万円）

⑤小中学校への電子黒板、教育用コンピューターの導入（2、215万円）

【9月補正】

①移動通信用鉄塔の整備による携帯電話不感地域解消（麻生・地子原地区）（3、402万円）

②シカ等野生獣の死骸の適正処理を行う施設の整備（5、160万円）

③国施策の子育て応援特別手当の支給事業（小学校就学前3年間の児童）（4、963万円）

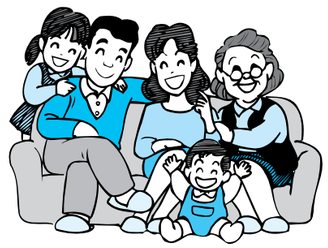

産業建設常任委員会

委員長　梅村　彦一

◈安曇川上古賀鮎畜養施設は解体へ

去る9月7日に委員全員の出席のもと委員会を開き、9月定例会で付託を受けた議案の審査を行いました。

当委員会が付託を受けた議案は、議第105号「高島市漁業用施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案」の1件で、その改正の内容は、安曇川上古賀鮎畜養施設について、平成13年度から操業を休止している状況で、加えて施設の老朽化が著しいことから、今般解体することにより、本条例から同施設を削除しようとするものです。

委員からは、主に、本市における将来の漁業振興策や施設の解体方法等について、質疑や意見が交わされ、その後、採決の結果、「全員賛成」で原案のとおり「可決すべきもの」と決定した次第であります。

総務常任委員会

委員長　大西　勝巳

◈高島市税条例ほか4議案について

今期定例会におきまして、総務常任委員会が付託を受けました議決案件4件と請願1件の審査を行うため、9月3日に委員会を開催いたしました。その結果についてご報告いたします。

まず議決案件では、財産区財産等の財産処分に関するもの1件、高島市税条例、高島市国民健康保険税条例、高島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するもの3件の、計4件であります。

請願については、あいば野演習場における日米合同演習に反対する請願書1件であります。

内容につきましては、財産処分として実質的に淡海土地改良区（今津）が、かんがい排水施設の用地として管理および使用してきた土地について、過去の経緯なども踏まえ譲与するものであります。

次に高島市税条例の一部を改正する条例案については、個人住民税における住宅ローンの特別控除が創設されたことと、土地などの長期の譲渡にかかる特別控除について条例の一部改正がされたことによるものであります。

また、高島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、上場株式などにかかる配当所得についての課税の特例が創設されたことにより、条例の一部改正がされたものであります。

審査過程におきまして、税条例の改正に伴い、内容について市民へわかりやすい広報をされるよう提言しました。

以上、付託の議決案件4件は、いずれも「可決すべきもの」と決定し、請願については「不採択とすべきもの」と決定いたしました。なお、この請願に関して、市として日米合同演習により市民に迷惑のかからないよう関係機関へ申し入れを行うよう提言しました。

文教福祉常任委員長

委員長　宮内　英明

◈出産育児一時金および分べん料を4万円引上げ

9月7日、午前10時から、当委員会が付託を受けました4議案の審査を委員全員出席で開会しました。議第101号高島市老人憩の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案は、マキノ老人憩の家および鴨老人憩の家の施設を、老朽化に伴い廃止するものです。

次に、議第102号高島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、本年10月から平成23年3月までの経過措置として、国民健康保険の被保険者等に支給する出産育児一時金の支給額について、現行の35万円から4万円引き上げ39万円に改正するものです。

次に、議第103号高島市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案は、出産育児一時金の支給額が本年10月1日から平成23年3月31日までの間、4万円引き上げられることから、分べん料の額を同様に4万円引き上げるもの、また、歯科口腔外科におけるインプラント治療の拡大に伴い付随手術を追加するものです。

次に、議第104号高島市体育施設設置条例および高島市体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例案は、今津東体育館について耐震基準を満たしていないこと、および老朽化が著しいことから、屋内運動場としての用途を廃止し、当該体育施設の有効利用を図るため倉庫的な活用を行おうとするものです。

以上、4議案は、全員一致で原案のとおり「可決すべきもの」と決定しました。また、同日、学校給食事業の一部民間委託および統廃合計画について調査研究を行いました。